



発行：公益財団法人国際労務管理財団（I.P.M.） <http://www.ipm.or.jp/>
東京本部 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-26-6 新宿加藤ビルディング7F

TOPIC

第5回 I.P.M. 技能実習新制度説明会開催のご報告

1	第5回 I.P.M.技能実習新制度説明会開催のご報告
2	技能実習新制度 見直しに関するパブリックコメント
3	技能実習新制度 技能実習新制度の手続きの流れ ～1年目～
4	海外とのつながり
	担当職員から
	編集後記

技能実習法が2016年11月に公布され、その施行は2017年秋以降とされております。

新制度施行前に、関係の方々に正しく制度を理解して頂くことを目的として、ベトナム（ハノイ）と日本（東京）2箇所で説明会を開催致しました。

どの国の送出し機関も、新制度に強い関心を持たれているとのことでしたので、今回は、当財団への送出し実績の無い送出し機関の職員の方も含め、たくさんの関係者にご参加いただきました。

最後にお答えいただいたアンケートには、「新しい制度についての情報が、送出し国では、全く公表されていないので、情報が少なく困っていた。今回の説明会は大変勉強になった。また、他社との交流の場になった」との書き込みが多く、情報公開の重要性を感じたところです。

今後も引き続き、新制度の留意点を皆様にお知らせしてまいります。



開催のご報告

1 ベトナム ハノイ

開催日 2017年4月4日（月）

開催場所 FORTUNA HOTEL 2階 会議室

2 日本 東京

開催日 2017年4月10日（月）

開催場所 公益財団法人 国際労務管理財団 会議室
東京都新宿区新宿1-26-6新宿加藤ビル7F



技能実習制度見直しに関するパブリックコメント

「『外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律』の施行に伴う技能実習制度の見直しに係る法務省・厚生労働省関係の政省令等の制定・改正について」に係る意見募集の結果があり、I.P.M.からも1月に意見を提出しました。その結果が省令等とともに2017年4月7日に公示されました。全体のうち、一部についてご紹介致します。

●技能実習法施行規則第10条第2項第3号ト（資料2-2）

意見：技能実習生は3号に入る前に1か月以上一旦帰国しなければならないこととされているが、帰国を義務付ける必要はない。帰国の時期・期間は本人の意向に任せる等、柔軟な運用ができるようにしてほしい。また、この帰国は再入国による出国か単純出国か。

考え方：5年間一度も帰国せず、家族等に会わずに過ごすというのは問題であることから、1か月以上の一旦帰国を義務付けるものです。この点、法務省・厚生労働省合同有識者懇談会の報告書でも、第3号技能実習の前に一旦帰国が必要と提言されているところです。また、出国形態は特段限定されているものではありません。

●技能実習法施行規則第22条第1項第3号（資料2-2）

意見：技能実習日誌は、実習生ごとに作成するとなると技能実習指導員の負担が大きくなるため、日誌の記入は技能実習生本人がするようにしてほしい。（従来通りの記録でよいものとしてほしい。）

考え方：技能実習日誌は、技能実習生に従事させた業務及び技能実習生に対する指導の内容を実習実施者が記録する書類として作成を求めるものであり、技能実習生に記載させることは想定していません。

●基本方針第二1(2)④（資料4-2）

意見：「技能実習生が実習期間の途中でその意に反して帰国させられることはあってはならない」とあるが、就業規則との関係はどうなるのか。暴力行為や著しい勤務不良者等の場合は、就業規則が優先されるべき。

考え方：基本方針では、「実習実施者や監理団体の一方的な都合により、技能実習生が実習期間の途中でその意に反して帰国させられることがあってはならない。」としているところであり、就業規則に定める解雇事由に該当する等の場合には、個別具体的な事案によりますが、必ずしも「一方的な都合」により帰国させたことにはならないものと考えています。

●基本方針第二2(2)（資料4-2）

意見：附帯決議の趣旨に則り、基本方針等において「第二号技能実習及び第三号技能実習の賃金が前段階の技能実習よりも上回るなど技能等の習熟度に応じた賃金の格付けを行うべきこと」を明確に定めるべき。

考え方：御指摘を踏まえ、基本方針第二2(2)②の中の記載を「第二号技能実習及び第三号技能実習の賃金が前段階の技能実習よりも上回るなど技能等の習熟度に応じた賃金の格付けを行う等、技能実習生が技能等の修得等をしようとする意欲の向上に資するようにすることが必要である。」と修正しました。

●その他（法律事項）

意見：日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることとは、県別の最低賃金と理解して良いか。

考え方：最低賃金を満たしていることは最低限の前提です。その上で、技能実習生に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることを説明していただくこととなります。

その他詳しくは、行政庁のHPをご確認ください。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495160313&Mode=2>

技能実習新制度の手続きの流れ～1年目～

これまでも皆様にお知らせしておりましたとおり、今回、技能実習計画が認定制となり、実習実施者（実習生受入企業のこと）は届出制となります。具体的に、どのような手続きになるのでしょうか？

公表された「技能実習制度 運用要領～関係者の皆さまへ～（平成29年4月 法務省、厚生労働省編）」を参考に順次ご紹介します。今回は紙面の都合上、第2号技能実習への資格変更まで（1年目）をご紹介します。（次ページへつづく）

海外とのつながり

大使館におけるチャリティコンサート

ベトナム大使館よりチャリティコンサートのお知らせがございました。このコンサートではベトナム大使館ホールで歌や音楽を聴きながら、ベトナム大使及び大使夫人とのご歓談や、ベトナムの美しいアオザイショーをお楽しみいただけます。お天気が良ければ中庭でおくつろぎ頂くことも可能です。サプライズ企画や大使館シェフによる本場の美味しいベトナム料理も味わっていただけます。なお、この収益金は、ベトナムの困難な子どもたちを支援するため、学校の浄水装置に使われます。非常に得難い機会です。是非、皆さま、足をお運びください。

ベトナムフェスティバル

今年も6月10日と11日の両日、代々木公園イベント広場でベトナムフェスティバル2017が開催されます。I.P.M.もブースを出展する予定です。出展内容は、現在準備中です。ちょうど新緑の季節です。たくさんの方々のご来場をおまちしています。



駐日ベトナム社会主義共和国大使館

ベトナムの困難な子どもたちを支援するチャリティコンサート

日時：2017年5月20日(土) 17:30～20:00 (開場17:00)
会場：在日ベトナム社会主義共和国大使館
出演：Keiko Borjesonさん (ジャズ歌手・ピアニスト)
Hai Trieuさん(ベトナム歌手)
アオザイショー(デザイナーNgan An氏のベトナム伝統衣装) その他 サプライズ
大使館シェフと女性職員による美味しいベトナム料理
Nguyen Quoc Cuong 駐日ベトナム大使・Minh Ha大使夫人との懇談
入場券(抽選券付)：10,000円(定員100名)
お申込み：大使館及びJIFAの担当者までメール又は電話でお申し込み下さい
定員に達し次第締め切りますので、下記までお早めにお申し込み下さい



Keiko Borjeson

Hai Trieu



主催者及び担当者

在日ベトナム社会主義共和国大使館
〒151-0062 東京都渋谷区元代々木50-11
担当者: Ho Thanh Huyen 携帯電話: 090-1255-5501
E-mail: hohuyen114@gmail.com

JIFA (特定非営利活動法人日本国際親善協会)
〒160-0022 東京都新宿区新宿1-26-6 新宿加藤ビル7階
担当者: 伊藤 洋昭 携帯電話: 090-4708-9410
E-mail: info@jifa.org ホームページ: <http://www.jifa.org>



小田急線代々木八幡駅下車徒歩9分
代々木上原下車徒歩11分

担当職員から

こんにちは！企業部の押野見 (おしのみ) 栄治です。早いもので、I.P.M.に入団してから、一年半が過ぎました。企業部の主な業務は技能実習制度の普及活動で、新たに実習生を受け入れてくださる企業様の開拓をしております。主に、既に実習生を受入れられている企業様からのご紹介先に国際貢献事業としてのこの制度をご説明させていただき、よければ実習生を受け入れていただいております。

以前、サーカス団で働いていたことがありまして、中国や南米の方たちと共同生活をしたことがあります。文化や生活は違えども同じ目的をもって働き、生活するうちに仲間意識が芽生え、言葉のコミュニケーションは当然日本人同士よりも劣りますが、そのほかの感覚を使ったコミュニケーションで十分意思疎通が図れました。似たような境遇や生活を送っていると、お互いシンパシーが生まれるのでしょうか。

この制度に関しては各方面から批判的なご意見を頂戴し、そういった意見を踏まえて、新たな実習制度も今年の11月から始まります。私的に

は、境遇、生活は違えども、同じ目線で相手の立場にたって接していくことで、より良い技能実習制度運営ができるのではないかと考えております。東京都知事が都民ファーストを掲げていますが、私は実習生ファーストで、今後も普及活動を通して国際貢献していきたいと思っております。

企業部 押野見 栄治

編集後記

4月4日ハノイでの新制度説明会に参加致しました。当日はたくさんのお送し機関にご来場いただき、急遽、増席して対応致しました。中には、3年の技能実習を修了後、その日本での実習経験を活かし、送し機関に就職したという方も何名かいらっしゃり、お話をすることもできました。皆さん、日本語が流暢で頼りがいがあります。過去の実習制度と比較すると、実習生に対する法の保護がより一層図られてきました。より多くの方々のための、日本での技能修得のチャンスとなるよう我々も努力します。(前田)